

平成 13 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 東京応化工業株式会社
コード番号 4186 (東証第 1 部)
問 合 せ 先 総務部企画広報課
TEL (044) 435 - 3000

ストックオプション導入のための自己株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成 13 年 5 月 22 日開催の取締役会において、自己株式取得方式によるストックオプション制度を導入し、商法第 210 条ノ 2 の規定に基づいて取締役および使用人に譲渡するために自己株式を取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. スtockオプション制度を導入する理由

当社取締役および使用人の業績向上に対する意欲や士気を高めるため。

2. スtockオプション制度の概要

(1) 譲渡の対象者

平成 13 年 6 月 28 日開催予定の第 71 回定時株主総会終結の時ににおいて在任する取締役 15 名および在職する使用人 123 名(理事 4 名ならびに当社職能資格規程に基づく資格等級 8 等級から 10 等級の者 47 名および同 7 等級の者 72 名) 合計 138 名。

(2) 譲渡する株式の種類

当社額面普通株式

(3) 譲渡する株式の数

上記対象取締役 15 名に対し計 300 千株 (各 20 千株) 使用人 123 名に対し計 491 千株 (理事 4 名に対し各 10 千株、当社職能資格規程に基づく資格等級 8 等級から 10 等級の者 47 名に対し各 5 千株、同 7 等級の者 72 名に対し各 3 千株) 合計 791 千株。なお、権利付与日の前日までに取得価額の総額をもって取得すべき株式の総数を取得することができない場合は、譲渡する株式の数を取締役会の決議に基づき適切に修正する。

(4) 譲渡の価額

権利付与日の属する月の前月の各日 (取引が成立しない日を除く) の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた価額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が権利付与日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値を下回る場合は、当該終値の価額とする。なお、権利付与日以後、株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行する場合は、次の算式により譲渡の価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後譲渡価額} = \text{調整前譲渡価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(5) 権利行使期間

平成 15 年 7 月 1 日から平成 20 年 6 月 30 日までとする。

(6)権利行使の条件

権利を付与された者は、当社の取締役または使用人の地位を喪失した後も、付与契約に定めるところにより権利を行使することができる。

権利を付与された者が死亡した場合、相続人による権利の行使は認めない。

権利を付与された者は、権利の譲渡、質入れその他処分をすることができない。

その他の権利行使の条件は、平成 13 年 6 月 28 日開催予定の当社第 71 回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と譲渡の対象者との間で締結する付与契約に定めるところによる。

3 . 自己株式の取得の内容

- | | |
|---------------|------------------------------------|
| (1)取得する株式の種類 | 当社額面普通株式 |
| (2)取得する株式の総数 | 791 千株（発行済株式総数に対する割合 1.56%）を限度とする。 |
| (3)株式の取得価額の総額 | 22 億円を限度とする。 |

(注)上記の内容につきましては、平成 13 年 6 月 28 日開催予定の当社第 71 回定時株主総会において、「当社取締役および使用人に譲渡するための自己株式取得の件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上